

氷見市共同募金委員会助成要綱

氷見市共同募金委員会助成要綱

(助成の目的)

第1条 共同募金会の助成は、社会福祉法の所定の条項に従い寄付者の意志を尊重し、適正かつ社会福祉の増進に効果のあるよう行うことを目的とする。

(助成の範囲)

第2条 共同募金の助成は、氷見市内において社会福祉を目的とする事業を行う民間施設又は民間団体であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設、団体等
- (2) 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業を行う施設、団体等
- (3) 氷見市社会福祉協議会、NPO法人及びボランティア団体など地域福祉の推進に資する事業を行う施設、団体等
- (4) 社会福祉法人富山県共同募金会（以下「本会」という。）において特に必要と認めた施設、団体等

(助成の種類)

第3条 前条に規定する施設、団体に対する助成は、原則として、経常費（事業費）に対する助成とする。

2 助成額の上限を1施設・団体15万円とする。ただし、氷見市社会福祉協議会への助成額は別に定める。

(助成の方針)

第4条 共同募金の助成金は、申請した年の翌年度の事業費にこれを充当する。

2 共同募金の助成は、借入金の償還又は利息の補填については、これを対象としない。

(審査)

第5条 氷見市共同募金委員会（以下、「この会」という。）の会長は、助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い、委員会に諮ったうえで、助成の可否等について決定し、申請団体に「助成金内定通知書」を送付する。

(助成欠格条件)

第6条 共同募金の助成は、次の各号の一に該当する施設及び団体の事業に対しては行わない。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、若しくはその責任に属するとみなされる事業
- (2) 事業開始後満1カ年を経過しないもの
ただし、地域福祉推進のための先駆的・開拓的事業など特に必要と認められる事業を実施しようとするもの、及び緊急に必要と認められた事業を開始する場合において将来にわたり当該事業を維持できる見込みがあるものについてはこの限りでない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合等の関係からその対象を特に限定し、一般に開放せず構成員の互助共済を主目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業又は団体
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業
- (5) その名称の如何にかかわらず営利のために行っているとみなされる事業
- (6) 当該年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする施設、団体
- (7) 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の財源をもって実施することが適當

<p>と認められる事業</p>
(8) 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていない施設
(9) 国、地方公共団体、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本財団及び中央競馬 馬主社会福祉財団の補助を受けて行う事業
(10) 経営上余裕がある団体、施設
<p>(助成の申請)</p> <p>第7条 共同募金の助成を受けようとするものは、毎年定める日までに別に定める申請書に必要な書類を添付し、この会に提出しなければならない。</p> <p>2 臨時費に関する申請、県広域を対象とする事業や複数市町村にまたがる事業など特定の地域に属さない事業の申請は、富山県共同募金会に提出する。</p>
<p>(助成の決定)</p> <p>第8条 被助成団体への助成金の決定は、富山県共同募金会から、この会へ地域助成額の決定があつてから「助成金決定通知書」を交付するものとする。</p>
<p>(助成の調整)</p> <p>第9条 助成額の決定は、前条によることを原則とするが、募金の実績額、その他助成決定後にやむを得ない事情が生じた場合は、富山県共同募金会に報告して意見を求めた後、本委員会において調整できるものとする。</p>
<p>(助成事業の変更)</p> <p>第10条 被助成者が申請後に止むを得ない事情により、助成事業を変更しなければならないときは速やかに別に定める事業変更申請書をこの会に提出し、承認を得なければならない。</p>
<p>(助成金の交付)</p> <p>第11条 被助成者に対する助成金は、原則として助成対象事業完了後に交付する。</p>
<p>(領収書の交付)</p> <p>第12条 被助成者は、助成金の交付を受けたときは、速やかに別に定める助成金領収書をこの会に送付しなければならない。</p>
<p>(助成金の経理)</p> <p>第13条 被助成者は、助成金の使途経理について常に内容を明確にしておかなければならぬ。</p>
<p>(助成金の使途報告)</p> <p>第14条 被助成者は、毎年助成事業完了後、ただちに別に定める事業完了報告書をこの会に提出しなければならない。</p> <p>2 被助成者は、助成金の使途に関し、住民への周知を広く図るよう努めなければならない。</p>
<p>(助成金の監査)</p> <p>第15条 被助成者は、本会が要求したときは必要な記録及び諸帳簿を提示し、使途の調査を拒むことができない。</p>
<p>(助成の取消)</p> <p>第16条 次の各号の一に該当するときは、助成金の全額又は一部を返還させことがある。</p> <p>(1) 経理状況が極めて不良と認めたもの</p> <p>(2) 経営上不都合があると認めたもの</p> <p>(3) 助成事業の一部休止又は廃止したもの</p> <p>(4) 助成金を使途事業以外に使用したもの</p>

- (5) 事実と相違した助成申請、又は完了報告を行ったことが発見されたとき
(6) その他本会の指示に従わなかった場合、又は本会が不適当と認めた場合

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年6月20日から適用する。